

愛称：杏の実（年1回決算型）

追加型投信／海外／債券

信託期間：2013年8月22日 から 2050年5月13日 まで

基準日：2025年2月28日

決算日：毎年5月15日（休業日の場合翌営業日）

回次コード：3185

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

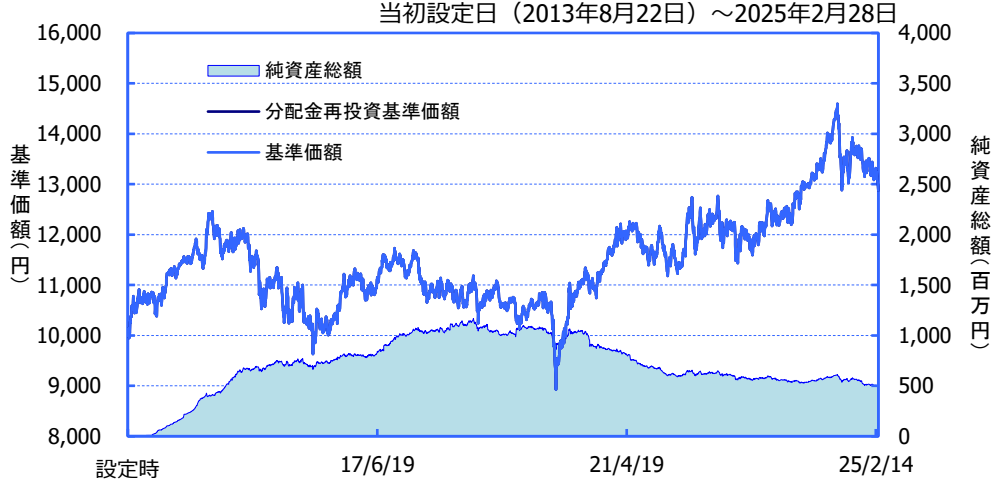
《基準価額・純資産の推移》

2025年2月28日現在

基準価額	12,876 円
純資産総額	483百万円

期間別騰落率

期間	ファンド	豪ドル	NZドル
1カ月間	-2.3 %	-2.8 %	-3.1 %
3カ月間	-3.7 %	-4.9 %	-5.3 %
6カ月間	-4.8 %	-5.3 %	-7.3 %
1年間	-1.8 %	-4.8 %	-8.3 %
3年間	+13.0 %	+12.4 %	+8.9 %
5年間	+23.9 %	+29.6 %	+22.1 %
年初来	-4.6 %	-5.4 %	-5.6 %
設定来	+28.8 %	+6.4 %	+9.8 %



※「分配金再投資基準価額」は、分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものです。

※基準価額の計算において、運用管理費用（信託報酬）は控除しています（後述のファンドの費用をご覧ください）。

※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。為替の騰落率は、わが国の対顧客電信売買相場の仲値を採用し、算出しています。

※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

《主要な資産の状況》

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産	銘柄数	比率
外国債券	87	97.6%
コール・ローン、その他※		2.4%
合計	87	100.0%

債券 種別	比率
州債等	53.2%
国際機関債	20.8%
政府機関債	14.4%
国債	9.1%

通貨	比率
豪ドル	91.0%
ニュージーランド・ドル	8.4%
日本円	0.6%

債券 ポートフォリオ特性値	比率
直接利回り(%)	3.4
最終利回り(%)	4.4
修正デュレーション	4.2
残存年数	4.9

債券 格付別構成	比率
AAA	60.8%
AA	39.2%
A	---
BBB	---
BB以下	---

※債券 格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

《分配の推移》

(1万口当たり、税引前)

決算期(年/月)	分配金
第1期 (14/05)	0円
第2期 (15/05)	0円
第3期 (16/05)	0円
第4期 (17/05)	0円
第5期 (18/05)	0円
第6期 (19/05)	0円
第7期 (20/05)	0円
第8期 (21/05)	0円
第9期 (22/05)	0円
第10期 (23/05)	0円
第11期 (24/05)	0円

分配金合計額 設定来：0円

※分配金は、収益配分方針に基づいて委託会社が決めます。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※債券 ポートフォリオ特性値は、ファンドの組入債券等の各特性値（直接利回り、最終利回り等）を、その組入比率で加重平均したものです。

※格付別構成については、当社所定の基準で採用した格付けを基準に算出しています。

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの取得をご希望の場合には投資信託説明書（交付目論見書）を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上ご自身でご判断ください。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

設定・運用:

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社

加入協会

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
 一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会
 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

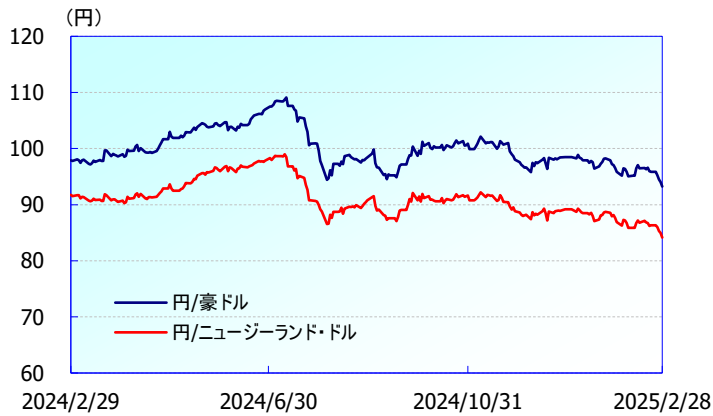
組入上位10銘柄				合計24.9%
銘柄名	通貨	利率(%)	償還日	比率
QUEENSLAND TREASURY CORP.	豪ドル	3.5	2030/08/21	4.8%
ASIAN DEVELOPMENT BANK	豪ドル	3	2026/10/14	2.7%
WESTERN AUSTRALIAN TREASURY CORP.	豪ドル	4.25	2033/07/20	2.6%
Auckland Council	豪ドル	3.5	2026/03/09	2.2%
KOMMUNALBANKEN	豪ドル	3	2026/12/09	2.2%
AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	豪ドル	3.25	2029/04/21	2.2%
AFRICAN DEVELOPMENT BK.	豪ドル	1.1	2026/12/16	2.1%
TREASURY CORP VICTORIA	豪ドル	4.25	2032/12/20	2.1%
AUSTRALIA (COMMONWEALTH OF)	豪ドル	3.75	2034/05/21	2.1%
TREASURY CORP VICTORIA	豪ドル	4.75	2030/11/20	1.8%

※比率は、純資産総額に対するものです。

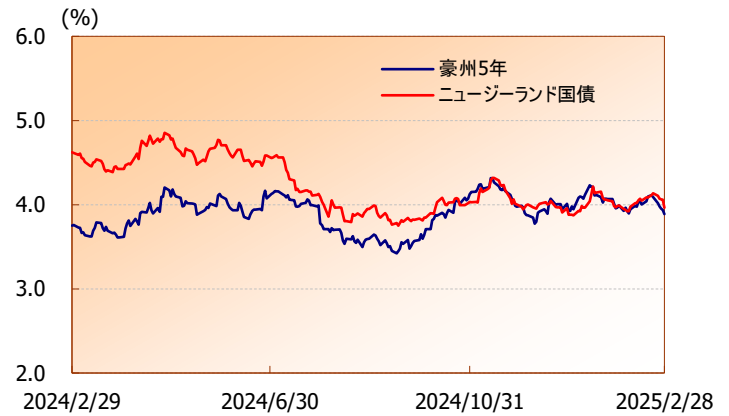
《参考》各国為替と金利の動き

(2024年2月29日～2025年2月28日)

為替の推移



国債利回り



※ニュージーランド国債は、「NZD New Zealand Government Bond BVAL Yield Curve 5 Year」の利回りを使用しています。

(出所)ブルームバーグ、大和アセットマネジメント

【豪州・ニュージーランド投資環境】

RBA、RBNZはともに利下げを決定

豪州では、RBA（豪州準備銀行）は市場予想通り政策金利を引き下げました。一方で、今後の追加利下げに関しては慎重な姿勢を示しました。

ニュージーランドでは、RBNZ（ニュージーランド準備銀行）は政策金利を引き下げました。

債券市場：豪州債券金利はおおむね低下、ニュージーランド債券金利は上昇

RBAが今後の追加利下げに慎重な姿勢を示したことなどが金利上昇の材料となったものの、米国の企業景況感や消費者心理が悪化したことなどが金利低下の材料となり、豪州では金利はおおむね低下しました。ニュージーランドでは、財務省が国債を増額発行すると発表したことなどを受けて、金利は上昇しました。

為替市場：豪ドル、ニュージーランド・ドルはともに下落

オセアニア通貨は対円で下落しました。日本のGDP（国内総生産）が市場予想を上回り、日銀の追加利上げ観測が高まったことや、米国の関税策に対する懸念から市場のリスク回避姿勢が強まったことなどから、円高オセアニア通貨安となりました。

【ファンドの運用状況】

月間の動き

オセアニア通貨が円に対して下落したことなどがマイナス要因となり、基準価額は下落しました。

運用のポイント

当ファンドでは州債や国際機関債に引き続き積極的に投資を行いました。これらの債券は国債とほぼ同等の信用力を有しているながら、国債より高い利回りが得られるためです。また新規で発行された国債の投資妙味等を分析しながら、ポートフォリオの利回りの引き上げに努めました。

【今後の見通し】

債券市場：金利は現状程度の水準での推移が続きやすい

RBAは利下げを開始したものの、今後の追加利下げに関しては慎重な姿勢を示しています。米国の金利動向などには留意を要するものの、RBAの慎重な政策姿勢や市場ではすでに追加利下げが一定程度織り込まれていることをふまえると、金利は現状程度の水準での推移が続きやすいと考えています。

為替市場：豪ドルへの金融政策の影響は限定的とみる

豪州ではRBAが利下げを開始しましたが、RBAは利下げを慎重に実施していくとみられることから、豪ドルへの影響は限定的だと考えています。一方、政府の支援策により家計心理に改善がみられていることや、連邦政府の健全な財政状況を背景に財政政策による景気支援の余地が大きいことは豪ドルの支援材料だとみています。なお、米国の関税策への懸念などから円高圧力が強まる展開には注意が必要です。

RBAの金融政策報告書では、基調的なインフレ率が中期的にこれまでの予測よりも高止まりを続けるとの見通しが示されました。今後については、RBAの見通し通りに景気や物価が推移する場合、RBAは政策金利の据え置きを続けるとみられ、3月上旬に発表される10-12月期のGDPなどに注目です。

豪ドル、ニュージーランド・ドル上昇要因	豪ドル、ニュージーランド・ドル下落要因
<ul style="list-style-type: none"> ● 株式市場や商品価格の上昇 ● 利上げ観測の高まり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 利下げ観測の高まり ● 中国の景気減速懸念
債券価格上昇要因（金利低下要因）	債券価格下落要因（金利上昇要因）
<ul style="list-style-type: none"> ● 米国など海外市場の金利低下 ● 利下げ観測の高まり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式市場や商品価格の上昇 ● 利上げ観測の高まり

《ファンドの目的・特色》

ファンドの目的

- ・オーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての公社債等に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざします。

ファンドの特色

- ・オーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての公社債等に投資します。
- ・公社債等の格付けは、取得時において AA 格相当以上※とすることを基本とします。
※ムーディーズで Aa3 以上または S&P で AA- 以上もしくはフィッチ・レーティングスで AA- 以上

《投資リスク》

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

公社債の価格変動 (価格変動リスク・信用リスク)	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。 特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

《ファンドの費用》

投資者が直接的に負担する費用				
	料率等	費用の内容		
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) <u>2.2%</u> (税抜2.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。		
信託財産留保額	ありません。	—		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
	料率等	費用の内容		
運用管理費用 (信託報酬)	<u>年率1.375%</u> (<u>税抜1.25%</u>)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。		
委託会社	配分については、 下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。		
販売会社		運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。		
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。		
	〈運用管理費用の配分〉 (税抜) (注1)	委託会社	販売会社 (各販売会社の取扱純資産総額に応じて)	受託会社
	500億円未満の場合	販売会社および 受託会社への配分を 除いた額	年率0.70%	年率0.05%
	500億円以上 1,000億円未満の場合		年率0.75%	
	1,000億円以上の場合		年率0.80%	
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。		

(注1) 「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2) 「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期間の最初の6か月終了日（休業日の場合翌営業日）および毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

購入単位	最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万円当たり）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万円当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	シドニー先物取引所の休業日 （注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申込締切時間	原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの） なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
収益分配	年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 （注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。

◀ 当資料のお取り扱いにおけるご注意 ▶

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認くださいのうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212(営業日の9:00~17:00)

当社ホームページ

▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（年1回決算型）（愛称：杏の実（年1回決算型））

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
アイオー信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第230号				
青木信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第199号				
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○	○		
尼崎信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第39号	○			
飯田信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第252号				
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○		
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○		
愛媛信用金庫	登録金融機関	四国財務局長(登金)第15号				
大垣西濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第29号				
大川信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第19号				
大阪シティ信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第47号	○			
株式会社沖縄銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第1号	○			
川口信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第201号				
北伊勢上野信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第34号				
北おおさか信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第58号				
株式会社北九州銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第117号	○	○		
京都中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第53号	○			
株式会社きらやか銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第15号	○			
桐生信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第234号				
桑名三重信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第37号				
佐賀信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第25号				
佐野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第223号				
しずおか焼津信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第38号				
湘南信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第192号	○			
西武信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第162号	○			
瀬戸信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第46号	○			
全国信用協同組合連合会	登録金融機関	関東財務局長(登金)第300号				
高崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第237号				
知多信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第48号				
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第40号	○			
東京東信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第179号	○			
東濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第53号	○			
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第7号	○			
長野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第256号	○			
長浜信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第69号				
奈良信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第71号	○			
奈良中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第72号				
のと共栄信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第30号				
八幡信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第60号				
浜松磐田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第61号				
飯能信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第203号				
兵庫信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第81号	○			

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（年1回決算型）（愛称：杏の実（年1回決算型））

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
平塚信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第196号				
株式会社福島銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第18号	○			
碧海信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第66号	○			
株式会社豊和銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第7号	○			
水島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第48号				
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第34号	○	○	○	
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第12号	○	○		
社の都信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第39号				
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第6号	○	○		
結城信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第228号				
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○		○
おきぎん証券株式会社	金融商品取引業者	沖縄総合事務局長(金商)第1号	○			
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			○
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○	○		
松阪証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第19号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3335号	○		○	
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○			○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○			

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。